【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月22日提出
【計算期間】	第14期(自 2023年1月24日至 2024年1月22日)
【ファンド名】	日本債券インデックスｅ
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田　賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目１番１号
【事務連絡者氏名】	北添　道生
【連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目１番１号
【電話番号】	03-6453-3610
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜信託金限度額＞

上限　1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　）	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 （　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。
なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
(1)株式
①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをい

う。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

＜ファンドの特色＞

わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

NOMURA-BPI総合とは

「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

マザーファンドの投資プロセス

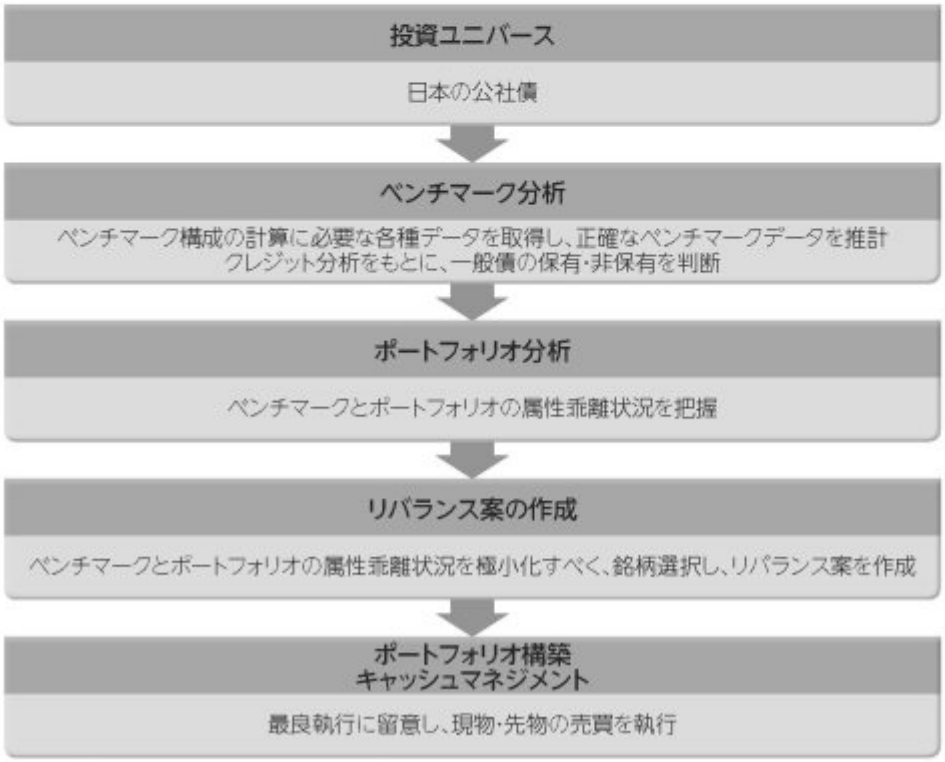

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

分配方針

●年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●外貨建資産への投資は行いません。

●株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2010年４月６日	**信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始**
2012年４月１日	**当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継** **当ファンドの名称をＣＭＡＭ日本債券インデックスｅから日本債券インデックスｅに変更** **当ファンドの主要投資対象である中央三井日本債券マザーファンドの名称を日本債券マザーファンドに変更**

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

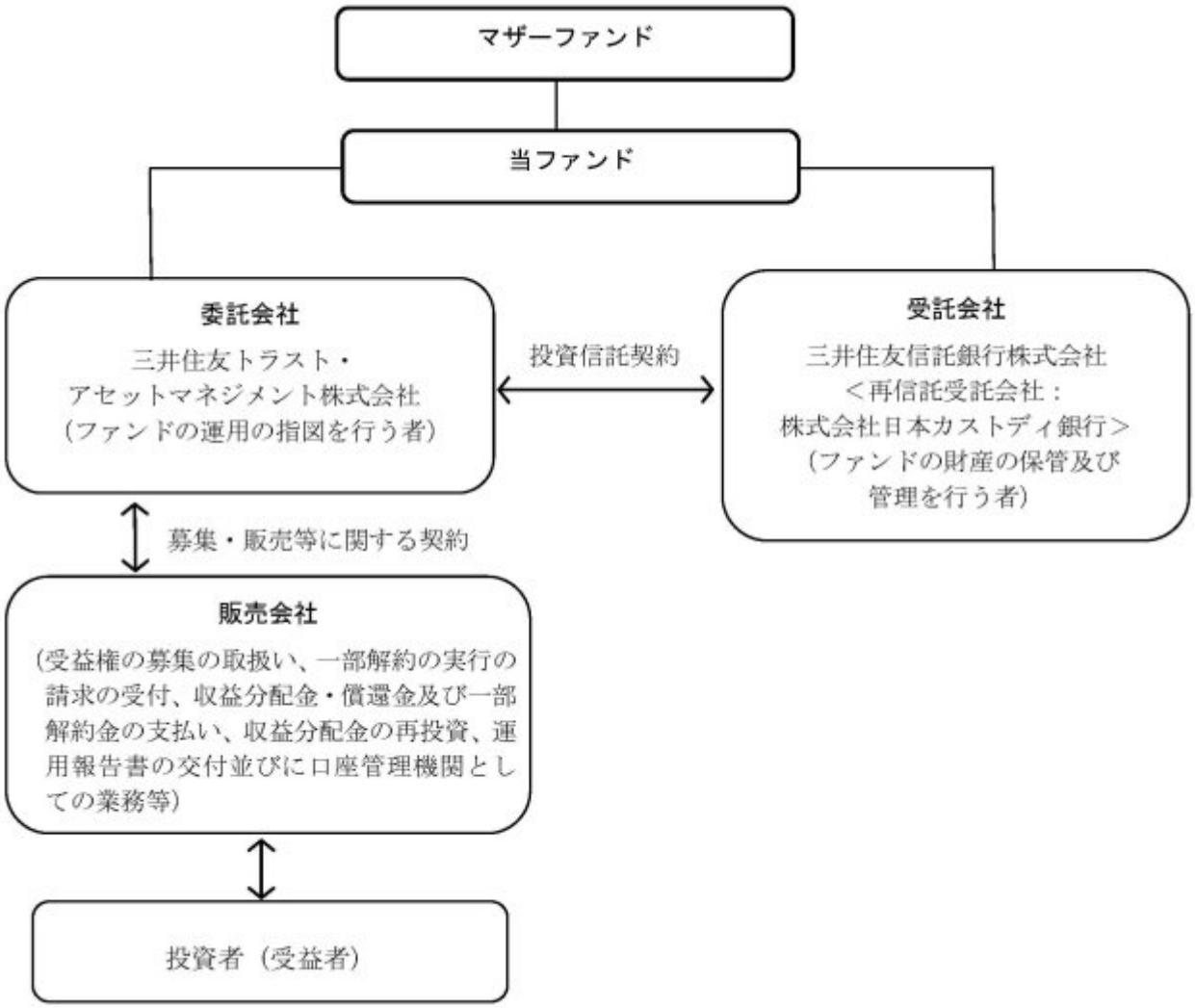

②委託会社の概況（2024年 2月29日現在）

イ．資本金の額：20億円

ロ．委託会社の沿革

1986年11月1日：	**住信キャピタルマネジメント株式会社設立**
1987年2月20日：	**投資顧問業の登録**
1987年9月9日：	**投資一任契約に係る業務の認可**
1990年10月1日：	**住信投資顧問株式会社に商号変更**
1999年2月15日：	**住信アセットマネジメント株式会社に商号変更**
1999年3月25日：	**証券投資信託委託業の認可**
2007年9月30日：	**金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）**
2012年4月1日：	**中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更**
2018年10月1日：	**三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継**

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、わが国の公社債に投資する日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

このほか、公社債等に直接投資することもあります。

② 投資態度

A．公社債への実質投資は、わが国で発行された公社債に分散投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

B．公社債等の実質投資割合は、原則として高位を保ちます。

C．株式以外の資産への実質投資割合には、制限を設けません。

D．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

E．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

F．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

G．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

H．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（上記１．、２．及び下記４．に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．約束手形（上記１．に掲げるものに該当するものを除きます。）

B．次に掲げる特定資産以外の資産

１．為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本債券マザーファンド」の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
５．資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
７．コマーシャル・ペーパー
８．外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記１．から７．までの証券又は証書の性質を有するもの
９．投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
10．投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16．外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記６．の証券又は証書及び上記８．の証券又は証書のうち上記６．の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記１．から５．までの証券及び上記８．の証券又は証書のうち上記１．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記９．の証券及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A．委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で上記５．の権利の性質を有するもの

B．金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記Ａ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「日本債券マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①　わが国の公社債に投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

②　信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③　ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④　信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤　信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。

⑥　信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

３．投資制限

①　株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。

③　外貨建資産への投資は、行いません。

④　投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥　デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

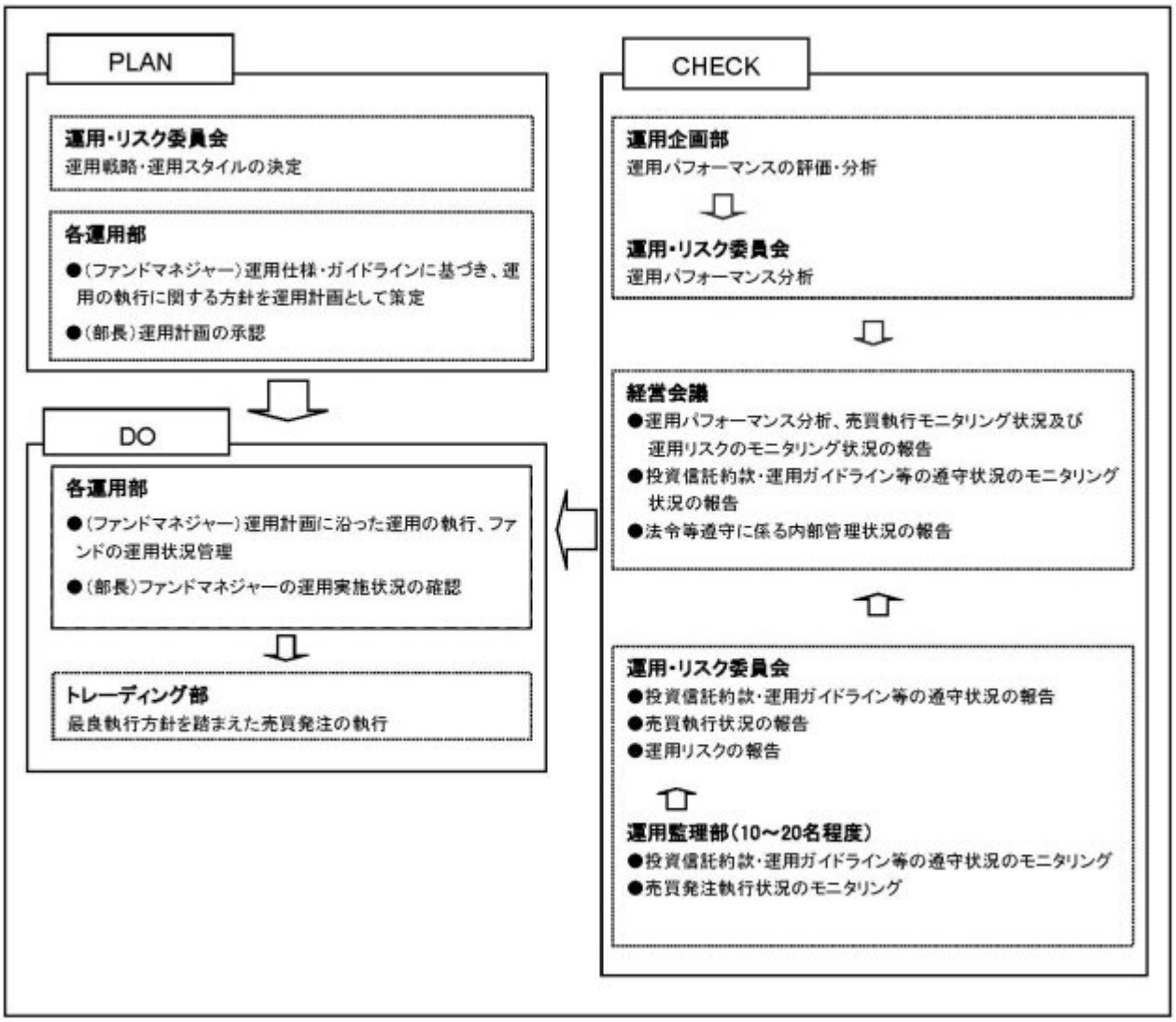

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全

額とします。

・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

Ａ．株式への投資割合

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

Ｂ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

Ｃ．転換社債等への投資割合

転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

Ｄ．同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。

Ｅ．同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。

Ｆ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

Ｇ．投資する株式の範囲

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第８項第３号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

Ｈ．先物取引等の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

Ｉ．スワップ取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を

保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

J．金利先渡取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

K．有価証券の貸付の指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．上記イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

L．公社債の空売りの指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

M．公社債の借入れの指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

N．一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

O．再投資の指図

委託会社は、上記N．の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

P．資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

Q．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

R．利害関係人等との取引等

イ．受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下イ．及びロ．において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（２）に掲げる資産への投資等並びに上記H．からP．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ．受託会社は、受託会社が当ファンドの受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ．委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（２）に掲げる資産への投資等並びに上記H．からP．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会

社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ．上記イ．からハ．までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第３項及び同法第32条第３項の通知は行いません。

Ｓ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ｔ．デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①　ファンドは、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②　同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③　分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④　ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤　ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（２）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

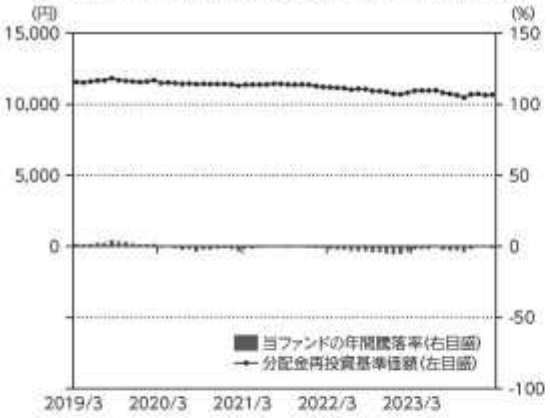

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

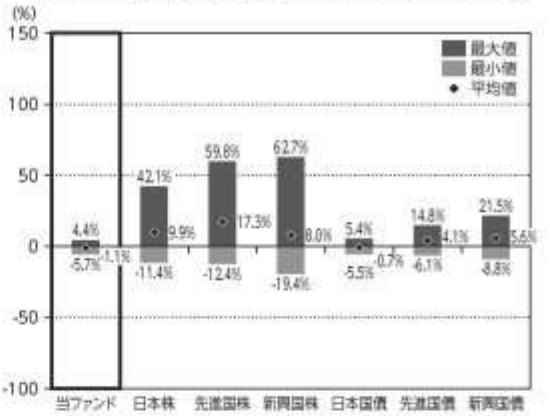

※2019年3月～2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産は野村フィデューシャリー リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜　2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコー

ス）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：https://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.407%（税抜　0.37%）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率　0.154%　（税抜　0.14%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率　0.209%　（税抜　0.19%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率　0.044%　（税抜　0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税　率（内　訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取

扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税　率　（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年 2月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.41%	0.40%	0.01%

※対象期間は2023年1月24日～2024年1月22日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

以下は、2024年2月29日現在の状況について記載してあります。

【日本債券インデックスｅ】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,180,548,437	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	591,383	0.05
合計(純資産総額)		1,181,139,820	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(％)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	904,011,362	1.3085	1,182,898,868	1.3059	1,180,548,437	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5期計算期間末 (2015年 1月22日)	2,908,146,461	2,908,146,461	11,020	11,020
第6期計算期間末 (2016年 1月22日)	2,639,587,122	2,639,587,122	11,155	11,155
第7期計算期間末 (2017年 1月23日)	2,280,947,041	2,280,947,041	11,362	11,362
第8期計算期間末 (2018年 1月22日)	2,083,810,864	2,083,810,864	11,343	11,343
第9期計算期間末 (2019年 1月22日)	1,970,991,937	1,970,991,937	11,451	11,451
第10期計算期間末 (2020年 1月22日)	1,931,684,929	1,931,684,929	11,536	11,536

第11期計算期間末	(2021年 1月22日)	1,766,124,603	1,766,124,603	11,400	11,400
第12期計算期間末	(2022年 1月24日)	1,591,614,865	1,591,614,865	11,321	11,321
第13期計算期間末	(2023年 1月23日)	1,397,776,080	1,397,776,080	10,777	10,777
第14期計算期間末	(2024年 1月22日)	1,206,845,611	1,206,845,611	10,706	10,706
	2023年 2月末日	1,393,604,096	—	10,799	—
	3月末日	1,386,794,257	—	10,944	—
	4月末日	1,379,294,537	—	10,968	—
	5月末日	1,378,472,185	—	10,954	—
	6月末日	1,356,830,249	—	10,977	—
	7月末日	1,325,386,034	—	10,803	—
	8月末日	1,316,421,453	—	10,722	—
	9月末日	1,302,538,194	—	10,641	—
	10月末日	1,269,351,028	—	10,468	—
	11月末日	1,257,671,816	—	10,684	—
	12月末日	1,232,951,187	—	10,724	—
	2024年 1月末日	1,192,737,189	—	10,642	—
	2月末日	1,181,139,820	—	10,672	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第5期計算期間	2014年 1月23日～2015年 1月22日	0
第6期計算期間	2015年 1月23日～2016年 1月22日	0
第7期計算期間	2016年 1月23日～2017年 1月23日	0
第8期計算期間	2017年 1月24日～2018年 1月22日	0
第9期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月22日	0
第10期計算期間	2019年 1月23日～2020年 1月22日	0
第11期計算期間	2020年 1月23日～2021年 1月22日	0
第12期計算期間	2021年 1月23日～2022年 1月24日	0
第13期計算期間	2022年 1月25日～2023年 1月23日	0
第14期計算期間	2023年 1月24日～2024年 1月22日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第5期計算期間	2014年 1月23日～2015年 1月22日	3.2
第6期計算期間	2015年 1月23日～2016年 1月22日	1.2
第7期計算期間	2016年 1月23日～2017年 1月23日	1.9
第8期計算期間	2017年 1月24日～2018年 1月22日	△0.2
第9期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月22日	1.0
第10期計算期間	2019年 1月23日～2020年 1月22日	0.7
第11期計算期間	2020年 1月23日～2021年 1月22日	△1.2
第12期計算期間	2021年 1月23日～2022年 1月24日	△0.7
第13期計算期間	2022年 1月25日～2023年 1月23日	△4.8
第14期計算期間	2023年 1月24日～2024年 1月22日	△0.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第5期計算期間	2014年 1月23日～2015年 1月22日	2,329,871,216	889,496,978	2,638,969,119
第6期計算期間	2015年 1月23日～2016年 1月22日	1,193,621,007	1,466,282,366	2,366,307,760
第7期計算期間	2016年 1月23日～2017年 1月23日	740,664,711	1,099,514,190	2,007,458,281
第8期計算期間	2017年 1月24日～2018年 1月22日	776,343,442	946,714,953	1,837,086,770
第9期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月22日	633,233,665	749,059,532	1,721,260,903
第10期計算期間	2019年 1月23日～2020年 1月22日	577,359,463	624,141,298	1,674,479,068
第11期計算期間	2020年 1月23日～2021年 1月22日	377,874,605	503,110,216	1,549,243,457
第12期計算期間	2021年 1月23日～2022年 1月24日	356,230,415	499,548,886	1,405,924,986
第13期計算期間	2022年 1月25日～2023年 1月23日	599,420,637	708,372,797	1,296,972,826
第14期計算期間	2023年 1月24日～2024年 1月22日	611,187,765	780,859,989	1,127,300,602

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	350,835,101,160	84.64
地方債証券	日本	21,307,763,521	5.14
特殊債券	日本	21,995,076,560	5.31
	国際機関	199,602,000	0.05
	小計	22,194,678,560	5.35
社債券	日本	18,053,389,000	4.36
	フランス	797,325,000	0.19
	韓国	99,507,000	0.02
	小計	18,950,221,000	4.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,219,248,680	0.29
合計(純資産総額)		414,507,012,921	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第３６５回利付国債（１０年）	4,465,000,000	97.16	4,338,410,850	96.70	4,317,833,600	0.100	2031/12/20	1.04

日本	国債証券	第３６８回利付国債（１０年）	4,395,000,000	97.14	4,269,579,450	96.74	4,251,898,800	0.200	2032/9/20	1.03
日本	国債証券	第３５０回利付国債（１０年）	4,150,000,000	99.76	4,140,113,000	99.21	4,117,588,500	0.100	2028/3/20	0.99
日本	国債証券	第４５２回利付国債（２年）	3,720,000,000	100.04	3,721,488,000	99.82	3,713,564,400	0.005	2025/9/1	0.90
日本	国債証券	第３７０回利付国債（１０年）	3,676,000,000	99.22	3,647,445,600	98.84	3,633,505,440	0.500	2033/3/20	0.88
日本	国債証券	第３６６回利付国債（１０年）	3,718,000,000	97.62	3,629,644,680	97.26	3,616,238,340	0.200	2032/3/20	0.87
日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	3,675,000,000	98.46	3,618,467,600	97.95	3,599,956,500	0.100	2030/9/20	0.87
日本	国債証券	第３４４回利付国債（１０年）	3,460,000,000	100.22	3,467,636,500	99.78	3,452,491,800	0.100	2026/9/20	0.83
日本	国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	3,555,000,000	97.44	3,464,169,750	96.94	3,446,430,300	0.100	2031/9/20	0.83
日本	国債証券	第３４６回利付国債（１０年）	3,455,000,000	100.20	3,462,048,200	99.71	3,445,015,050	0.100	2027/3/20	0.83
日本	国債証券	第３７１回利付国債（１０年）	3,440,000,000	98.16	3,376,979,200	97.72	3,361,568,000	0.400	2033/6/20	0.81
日本	国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	3,415,000,000	97.73	3,337,684,400	97.24	3,321,053,350	0.100	2031/6/20	0.80
日本	国債証券	第３４５回利付国債（１０年）	3,260,000,000	100.21	3,266,846,000	99.74	3,251,784,800	0.100	2026/12/20	0.78
日本	国債証券	第３７２回利付国債（１０年）	3,190,000,000	101.64	3,242,316,000	101.12	3,225,791,800	0.800	2033/9/20	0.78
日本	国債証券	第３５９回利付国債（１０年）	3,260,000,000	98.73	3,218,688,000	98.15	3,199,853,000	0.100	2030/6/20	0.77
日本	国債証券	第３４９回利付国債（１０年）	3,190,000,000	99.96	3,188,755,900	99.37	3,170,158,200	0.100	2027/12/20	0.76
日本	国債証券	第１４９回利付国債（５年）	3,145,000,000	99.97	3,144,150,850	99.54	3,130,595,900	0.005	2026/9/20	0.76
日本	国債証券	第３６２回利付国債（１０年）	3,150,000,000	98.01	3,087,472,500	97.54	3,072,541,500	0.100	2031/3/20	0.74
日本	国債証券	第３６７回利付国債（１０年）	3,145,000,000	97.46	3,065,179,900	97.02	3,051,499,150	0.200	2032/6/20	0.74
日本	国債証券	第３４２回利付国債（１０年）	3,040,000,000	100.20	3,046,188,400	99.84	3,035,318,400	0.100	2026/3/20	0.73
日本	国債証券	第３６９回利付国債（１０年）	3,050,000,000	99.51	3,035,140,300	99.03	3,020,689,500	0.500	2032/12/20	0.73
日本	国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	3,060,000,000	99.22	3,036,315,600	98.59	3,017,007,000	0.100	2029/6/20	0.73
日本	国債証券	第３４３回利付国債（１０年）	2,995,000,000	100.21	3,001,469,200	99.81	2,989,489,200	0.100	2026/6/20	0.72
日本	国債証券	第３３９回利付国債（１０年）	2,970,000,000	100.61	2,988,354,600	100.40	2,981,969,100	0.400	2025/6/20	0.72
日本	国債証券	第３４７回利付国債（１０年）	2,955,000,000	100.15	2,959,487,100	99.62	2,943,830,100	0.100	2027/6/20	0.71
日本	国債証券	第３４０回利付国債（１０年）	2,930,000,000	100.70	2,950,627,200	100.42	2,942,511,100	0.400	2025/9/20	0.71
日本	国債証券	第３５８回利付国債（１０年）	2,980,000,000	98.94	2,948,441,800	98.28	2,928,893,000	0.100	2030/3/20	0.71
日本	国債証券	第１５３回利付国債（５年）	2,945,000,000	99.83	2,939,993,500	99.31	2,924,708,950	0.005	2027/6/20	0.71
日本	国債証券	第３４８回利付国債（１０年）	2,910,000,000	100.07	2,912,045,000	99.50	2,895,624,600	0.100	2027/9/20	0.70
日本	国債証券	第３５３回利付国債（１０年）	2,860,000,000	99.36	2,841,953,400	98.79	2,825,537,000	0.100	2028/12/20	0.68

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）

国債証券	84.64
地方債証券	5.14
特殊債券	5.35
社債券	4.57
合計	99.71

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2010年4月６日
作成基準日：2024年2月29日

基準価額・純資産の推移

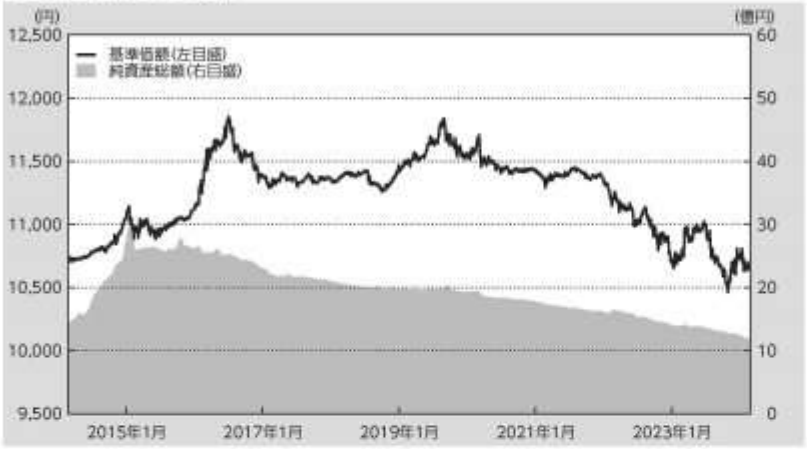

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	10,672円
純資産総額	11.81億円

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
2020年１月	0円
2021年１月	0円
2022年１月	0円
2023年１月	0円
2024年１月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
第365回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2031/12/20	1.0%
第368回利付国債(10年)	日本	国債	0.200%	2032/09/20	1.0%
第350回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2028/03/20	1.0%
第452回利付国債(2年)	日本	国債	0.005%	2025/09/01	0.9%
第370回利付国債(10年)	日本	国債	0.500%	2033/03/20	0.9%
第366回利付国債(10年)	日本	国債	0.200%	2032/03/20	0.9%
第360回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2030/09/20	0.9%
第344回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2026/09/20	0.8%
第364回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2031/09/20	0.8%
第346回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2027/03/20	0.8%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

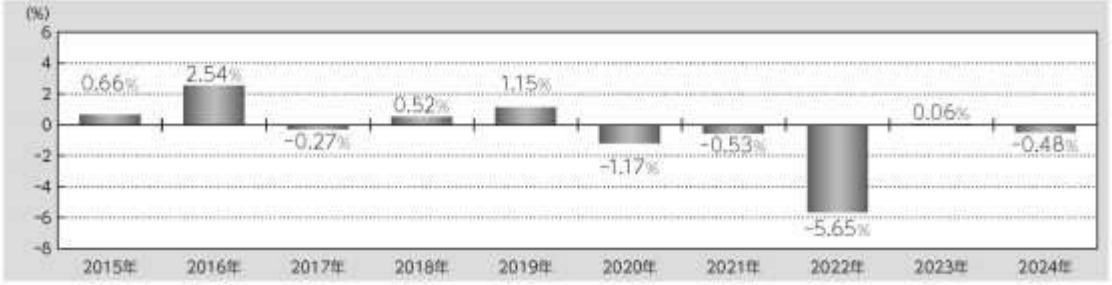

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込価額＞

取得申込受付日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

前記　第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

ありません。

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜一部解約単位＞

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

＜受付不可日＞

ありません。

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額と

します。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

公社債等

計算日における次のイ．からハ．までに掲げるいずれかの価額で評価します。

イ．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

ロ．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

ハ．価格情報会社の提供する価額

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。（2010年 4月 6日設定）

ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年１月23日から翌年１月22日までとすることを原則とします。

ただし、第１計算期間は2010年４月６日から2011年１月24日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらか

じめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファン

ドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜運用報告書＞

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

４【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2023年1月24日から2024年1月22日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【日本債券インデックスｅ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 （2023年 1月23日現在）	第14期 （2024年 1月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,870,964	3,519,919
親投資信託受益証券	1,397,079,170	1,206,242,929
未収入金	5,194,713	10,796,975
流動資産合計	1,406,144,847	1,220,559,823
資産合計	1,406,144,847	1,220,559,823
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,351,601	11,060,425
未払受託者報酬	321,845	283,085
未払委託者報酬	2,655,151	2,335,378
未払利息	1	1
その他未払費用	40,169	35,323
流動負債合計	8,368,767	13,714,212
負債合計	8,368,767	13,714,212
純資産の部		
元本等		
元本	1,296,972,826	1,127,300,602
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	100,803,254	79,545,009
（分配準備積立金）	22,271,264	15,674,151
元本等合計	1,397,776,080	1,206,845,611
純資産合計	1,397,776,080	1,206,845,611
負債純資産合計	1,406,144,847	1,220,559,823

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自　2022年 1月25日 至　2023年 1月23日	第14期 自　2023年 1月24日 至　2024年 1月22日
営業収益		
受取利息	14	11
有価証券売買等損益	△68,956,752	△2,636,178
営業収益合計	△68,956,738	△2,636,167
営業費用		
支払利息	1,742	1,525
受託者報酬	669,053	583,755
委託者報酬	5,519,555	4,815,858
その他費用	83,510	72,844
営業費用合計	6,273,860	5,473,982
営業利益又は営業損失（△）	△75,230,598	△8,110,149
経常利益又は経常損失（△）	△75,230,598	△8,110,149
当期純利益又は当期純損失（△）	△75,230,598	△8,110,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△18,116,383	△290,904
期首剰余金又は期首欠損金（△）	185,689,879	100,803,254
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,951,426	47,872,046
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,951,426	47,872,046
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,723,836	61,311,046
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,723,836	61,311,046
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	100,803,254	79,545,009

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年1月23日から翌年1月22日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第14期計算期間は2023年 1月24日から2024年 1月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第13期 (2023年 1月23日現在)		第14期 (2024年 1月22日現在)	
１．	計算期間の末日における受益権の総数	1,296,972,826口		1,127,300,602口	
２．	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0777円 (10,777円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0706円 (10,706円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期
自 2022年 1月25日
至 2023年 1月23日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,573,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	115,743,581円
分配準備積立金額	D	17,697,395円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,014,845円
当ファンドの期末残存口数	F	1,296,972,826口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,064円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第14期
自 2023年 1月24日
至 2024年 1月22日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,897,702円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	108,494,495円
分配準備積立金額	D	11,776,449円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,168,646円
当ファンドの期末残存口数	F	1,127,300,602口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,101円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第14期 自 2023年 1月24日 至 2024年 1月22日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第14期 (2024年 1月22日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

	第14期 (2024年 1月22日現在)
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第13期 自 2022年 1月25日 至 2023年 1月23日	第14期 自 2023年 1月24日 至 2024年 1月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,405,924,986円	1,296,972,826円
期中追加設定元本額	599,420,637円	611,187,765円
期中一部解約元本額	708,372,797円	780,859,989円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期 (2023年 1月23日現在)	第14期 (2024年 1月22日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△49,524,850	1,289,705
合計	△49,524,850	1,289,705

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	921,218,061	1,206,242,929	
合計		921,218,061	1,206,242,929	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年 1月22日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	259,829,893
国債証券	343,705,699,210
地方債証券	21,100,683,334
特殊債券	22,571,678,476
社債券	18,514,609,000
未収入金	298,375,000
未収利息	734,041,879
前払費用	27,124,820
流動資産合計	407,212,041,612
資産合計	407,212,041,612
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000,000
未払解約金	136,866,912
未払利息	133
流動負債合計	436,867,045
負債合計	436,867,045
純資産の部	
元本等	
元本	310,651,503,258
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	96,123,671,309
元本等合計	406,775,174,567
純資産合計	406,775,174,567
負債純資産合計	407,212,041,612

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 1月22日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3.収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 1月22日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	310,651,503,258口
2.	担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産は次の通りであります。
		有価証券 99,814,000円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3094円
		(1万口当たり純資産額) (13,094円)

（注）担保資産の有価証券は、「国債証券」であります。上記金額には、約定未受渡債券を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	2024年 1月22日現在
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。
３.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 1月22日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2024年 1月22日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 1月24日
期首元本額	289,563,258,941円
期中追加設定元本額	33,664,181,873円
期中一部解約元本額	12,575,937,556円
期末元本額	310,651,503,258円
期末元本額の内訳	
日本債券インデックスファンド	765,472,526円
ＤＣ日本債券インデックスファンド	1,795,386,135円
ＤＣ日本債券インデックスファンドＬ	44,645,272,090円
ＤＣバランスファンド３０	13,299,483,421円
ＤＣバランスファンド５０	9,845,222,317円
ＤＣバランスファンド７０	3,038,027,767円
日本債券インデックスｅ	921,218,061円
インデックスコレクション（国内債券）	38,208,857,968円
インデックスコレクション（バランス株式３０）	71,137,294,729円
インデックスコレクション（バランス株式５０）	9,888,787,114円
インデックスコレクション（バランス株式７０）	4,579,649,325円
私募日本債券パッシブファンド（適格機関投資家専用）	56,578,725,923円

区分	2024年 1月22日現在
日本債券パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	6,779,980,442円
バランスＶＡ３０（適格機関投資家専用）	118,235,231円
バランスＶＡ５０（適格機関投資家専用）	684,928,542円
ＶＡバランスファンド（株２５／１００）（適格機関投資家専用）	113,168,137円
ＶＡバランスファンド（株５０／１００）（適格機関投資家専用）	87,007,819円
ＶＡバランスファンド（株６０／１００）（適格機関投資家専用）	100,304,173円
バランスＶＡ２５（適格機関投資家専用）	2,303,731,681円
バランスＶＡ３７．５（適格機関投資家専用）	949,326,793円
バランスＶＡ５０Ｌ（適格機関投資家専用）	11,120,296,277円
バランスＶＡ７５（適格機関投資家専用）	141,527,778円
ＶＡバランスファンド（株４０／１００）（適格機関投資家専用）	221,987,963円
ＶＡポートフォリオ４０（適格機関投資家専用）	2,800,580,381円
ＶＡポートフォリオ２０（適格機関投資家専用）	134,097,094円
バランスＶＡ４０（適格機関投資家専用）	351,470,804円
バランスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,905,760,030円
ＶＡバランスファンド２（株４０／１００）（適格機関投資家専用）	302,211,719円
ＶＡバランス５０－５０（適格機関投資家専用）	770,866,025円
ＶＡファンド２５（適格機関投資家専用）	51,437,942円
バランスファンドＶＡ２（適格機関投資家専用）	2,742,553,340円
バランスＶＡ２５Ｌ（適格機関投資家専用）	1,305,037,693円
バランスファンドＶＡ３（適格機関投資家専用）	20,888,524,456円
世界バランスＶＡ２５（適格機関投資家専用）	423,277,662円
国内バランスＶＡ３０（適格機関投資家専用）	104,377,507円
国内バランスＶＡ２５（適格機関投資家専用）	39,818,658円
ＶＡバランス２０－８０（適格機関投資家専用）	503,467,476円
私募日本債券インデックスファンドＡＬ（適格機関投資家専用）	4,130,259円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 1月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△3,664,320,200
地方債証券	△89,546,267
特殊債券	△186,126,563
社債券	△1,602,000
合計	△3,941,595,030

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本債券マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第４４５回利付国債（２年）	1,355,000,000	1,356,029,800	
	第４４６回利付国債（２年）	905,000,000	905,696,850	
	第４４７回利付国債（２年）	1,044,000,000	1,044,803,880	
	第４４８回利付国債（２年）	1,050,000,000	1,050,724,500	
	第４４９回利付国債（２年）	2,205,000,000	2,206,323,000	

第４５０回利付国債（２年）	1,150,000,000	1,150,655,500	
第４５２回利付国債（２年）	3,740,000,000	3,741,496,000	
第４５３回利付国債（２年）	450,000,000	450,112,500	
第４５４回利付国債（２年）	1,020,000,000	1,022,070,600	
第４５５回利付国債（２年）	340,000,000	340,030,600	
第４５６回利付国債（２年）	800,000,000	801,240,000	
第１４３回利付国債（５年）	2,150,000,000	2,154,085,000	
第１４４回利付国債（５年）	2,790,000,000	2,795,468,400	
第１４５回利付国債（５年）	2,605,000,000	2,610,392,350	
第１４６回利付国債（５年）	2,230,000,000	2,234,460,000	
第１４７回利付国債（５年）	2,750,000,000	2,750,000,000	
第１４８回利付国債（５年）	2,750,000,000	2,749,642,500	
第１４９回利付国債（５年）	3,145,000,000	3,144,150,850	
第１５０回利付国債（５年）	2,610,000,000	2,608,460,100	
第１５１回利付国債（５年）	1,840,000,000	1,838,252,000	
第１５２回利付国債（５年）	1,375,000,000	1,377,805,000	
第１５３回利付国債（５年）	2,945,000,000	2,939,993,500	
第１５４回利付国債（５年）	2,650,000,000	2,651,908,000	
第１５５回利付国債（５年）	910,000,000	916,724,900	
第１５６回利付国債（５年）	2,060,000,000	2,067,210,000	
第１５７回利付国債（５年）	760,000,000	761,725,200	
第１５８回利付国債（５年）	2,210,000,000	2,205,889,400	
第１５９回利付国債（５年）	560,000,000	558,163,200	
第１６０回利付国債（５年）	1,720,000,000	1,721,874,800	
第１６１回利付国債（５年）	970,000,000	975,296,200	
第１６２回利付国債（５年）	750,000,000	753,112,500	
第１６３回利付国債（５年）	1,740,000,000	1,755,242,400	
第１６４回利付国債（５年）	300,000,000	299,418,000	
第１回利付国債（４０年）	270,000,000	313,081,200	
第２回利付国債（４０年）	560,000,000	625,872,800	
第３回利付国債（４０年）	585,000,000	652,117,050	
第４回利付国債（４０年）	665,000,000	739,127,550	
第５回利付国債（４０年）	495,000,000	527,288,850	
第６回利付国債（４０年）	830,000,000	864,038,300	
第７回利付国債（４０年）	990,000,000	980,228,700	
第８回利付国債（４０年）	890,000,000	814,866,200	
第９回利付国債（４０年）	1,070,000,000	713,336,900	
第１０回利付国債（４０年）	1,270,000,000	993,482,900	
第１１回利付国債（４０年）	1,080,000,000	810,432,000	
第１２回利付国債（４０年）	970,000,000	645,030,600	
第１３回利付国債（４０年）	1,320,000,000	866,368,800	
第１４回利付国債（４０年）	1,545,000,000	1,080,047,700	

第１５回利付国債（４０年）	1,861,000,000	1,431,927,840	
第１６回利付国債（４０年）	1,090,000,000	916,417,500	
第３３８回利付国債（１０年）	2,950,000,000	2,965,812,000	
第３３９回利付国債（１０年）	2,970,000,000	2,988,354,600	
第３４０回利付国債（１０年）	2,930,000,000	2,950,627,200	
第３４１回利付国債（１０年）	2,600,000,000	2,615,106,000	
第３４２回利付国債（１０年）	3,020,000,000	3,026,160,800	
第３４３回利付国債（１０年）	2,995,000,000	3,001,469,200	
第３４４回利付国債（１０年）	3,520,000,000	3,527,920,000	
第３４５回利付国債（１０年）	3,280,000,000	3,287,117,600	
第３４６回利付国債（１０年）	3,455,000,000	3,462,048,200	
第３４７回利付国債（１０年）	2,805,000,000	2,809,263,600	
第３４８回利付国債（１０年）	3,210,000,000	3,212,311,200	
第３４９回利付国債（１０年）	3,190,000,000	3,188,755,900	
第３５０回利付国債（１０年）	3,750,000,000	3,743,025,000	代用有価証券 100,000,000円
第３５１回利付国債（１０年）	1,840,000,000	1,833,964,800	
第３５２回利付国債（１０年）	2,670,000,000	2,657,050,500	
第３５３回利付国債（１０年）	2,860,000,000	2,841,953,400	
第３５４回利付国債（１０年）	2,835,000,000	2,814,786,450	
第３５５回利付国債（１０年）	3,060,000,000	3,036,315,600	
第３５６回利付国債（１０年）	2,760,000,000	2,737,644,000	
第３５７回利付国債（１０年）	2,640,000,000	2,616,187,200	
第３５８回利付国債（１０年）	2,980,000,000	2,948,441,800	
第３５９回利付国債（１０年）	3,040,000,000	3,002,729,600	
第３６０回利付国債（１０年）	2,885,000,000	2,842,677,050	
第３６１回利付国債（１０年）	2,870,000,000	2,820,636,000	
第３６２回利付国債（１０年）	3,150,000,000	3,087,472,500	
第３６３回利付国債（１０年）	3,415,000,000	3,337,684,400	
第３６４回利付国債（１０年）	3,555,000,000	3,464,169,750	
第３６５回利付国債（１０年）	3,785,000,000	3,678,225,150	
第３６６回利付国債（１０年）	2,868,000,000	2,802,781,680	
第３６７回利付国債（１０年）	3,145,000,000	3,065,179,900	
第３６８回利付国債（１０年）	3,975,000,000	3,863,183,250	
第３６９回利付国債（１０年）	2,920,000,000	2,906,363,600	
第３７０回利付国債（１０年）	3,196,000,000	3,173,755,840	
第３７１回利付国債（１０年）	3,400,000,000	3,337,950,000	
第３７２回利付国債（１０年）	3,190,000,000	3,242,316,000	
第１回利付国債（３０年）	50,000,000	57,176,500	
第２回利付国債（３０年）	100,000,000	112,869,000	
第３回利付国債（３０年）	140,000,000	157,661,000	
第４回利付国債（３０年）	190,000,000	222,813,000	
第５回利付国債（３０年）	180,000,000	203,331,600	

第６回利付国債（３０年）	205,000,000	235,659,800	
第７回利付国債（３０年）	130,000,000	148,989,100	
第９回利付国債（３０年）	180,000,000	193,235,400	
第１０回利付国債（３０年）	170,000,000	177,915,200	
第１１回利付国債（３０年）	375,000,000	412,642,500	
第１２回利付国債（３０年）	430,000,000	489,322,800	
第１３回利付国債（３０年）	130,000,000	146,812,900	
第１４回利付国債（３０年）	350,000,000	409,118,500	
第１５回利付国債（３０年）	370,000,000	436,711,000	
第１６回利付国債（３０年）	335,000,000	395,980,050	
第１７回利付国債（３０年）	405,000,000	475,004,250	
第１８回利付国債（３０年）	380,000,000	442,213,600	
第１９回利付国債（３０年）	345,000,000	401,814,600	
第２０回利付国債（３０年）	250,000,000	296,900,000	
第２１回利付国債（３０年）	685,000,000	798,867,550	
第２２回利付国債（３０年）	475,000,000	565,064,750	
第２３回利付国債（３０年）	180,000,000	214,290,000	
第２４回利付国債（３０年）	150,000,000	178,794,000	
第２５回利付国債（３０年）	185,000,000	216,072,600	
第２６回利付国債（３０年）	1,210,000,000	1,428,501,800	
第２７回利付国債（３０年）	890,000,000	1,062,544,300	
第２８回利付国債（３０年）	1,035,000,000	1,235,914,200	
第２９回利付国債（３０年）	880,000,000	1,038,822,400	
第３０回利付国債（３０年）	810,000,000	944,217,000	
第３１回利付国債（３０年）	900,000,000	1,034,298,000	
第３２回利付国債（３０年）	1,075,000,000	1,249,365,000	
第３３回利付国債（３０年）	1,420,000,000	1,583,186,400	
第３４回利付国債（３０年）	1,350,000,000	1,542,037,500	
第３５回利付国債（３０年）	1,370,000,000	1,519,713,600	
第３６回利付国債（３０年）	1,365,000,000	1,510,877,550	
第３７回利付国債（３０年）	1,420,000,000	1,545,599,000	
第３８回利付国債（３０年）	935,000,000	999,028,800	
第３９回利付国債（３０年）	825,000,000	894,085,500	
第４０回利付国債（３０年）	705,000,000	750,782,700	
第４１回利付国債（３０年）	655,000,000	685,057,950	
第４２回利付国債（３０年）	918,000,000	958,272,660	
第４３回利付国債（３０年）	825,000,000	860,178,000	
第４４回利付国債（３０年）	820,000,000	853,939,800	
第４５回利付国債（３０年）	932,000,000	935,718,680	
第４６回利付国債（３０年）	1,145,000,000	1,147,759,450	
第４７回利付国債（３０年）	1,115,000,000	1,135,817,050	
第４８回利付国債（３０年）	1,050,000,000	1,029,462,000	
第４９回利付国債（３０年）	1,060,000,000	1,037,390,200	

第５０回利付国債（３０年）	1,150,000,000	993,830,000	
第５１回利付国債（３０年）	1,169,000,000	896,178,780	
第５２回利付国債（３０年）	1,140,000,000	913,242,600	
第５３回利付国債（３０年）	1,015,000,000	828,869,300	
第５４回利付国債（３０年）	925,000,000	787,989,000	
第５５回利付国債（３０年）	1,005,000,000	852,832,950	
第５６回利付国債（３０年）	700,000,000	592,207,000	
第５７回利付国債（３０年）	990,000,000	834,282,900	
第５８回利付国債（３０年）	1,390,000,000	1,167,794,600	
第５９回利付国債（３０年）	910,000,000	744,043,300	
第６０回利付国債（３０年）	940,000,000	803,756,400	
第６１回利付国債（３０年）	885,000,000	718,204,050	
第６２回利付国債（３０年）	1,160,000,000	890,416,000	
第６３回利付国債（３０年）	980,000,000	728,737,800	
第６４回利付国債（３０年）	980,000,000	725,190,200	
第６５回利付国債（３０年）	560,000,000	412,731,200	
第６６回利付国債（３０年）	970,000,000	711,436,800	
第６７回利付国債（３０年）	670,000,000	517,755,900	
第６８回利付国債（３０年）	830,000,000	639,066,800	
第６９回利付国債（３０年）	1,165,000,000	918,544,250	
第７０回利付国債（３０年）	1,190,000,000	935,042,500	
第７１回利付国債（３０年）	800,000,000	626,424,000	
第７２回利付国債（３０年）	1,220,000,000	952,844,400	
第７３回利付国債（３０年）	1,135,000,000	884,187,700	
第７４回利付国債（３０年）	1,295,000,000	1,091,218,800	
第７５回利付国債（３０年）	1,083,000,000	983,060,760	
第７６回利付国債（３０年）	1,126,000,000	1,045,783,760	
第７７回利付国債（３０年）	1,062,000,000	1,033,400,340	
第７８回利付国債（３０年）	1,249,000,000	1,157,897,940	
第７９回利付国債（３０年）	930,000,000	817,981,500	
第８０回利付国債（３０年）	850,000,000	863,353,500	
第７５回利付国債（２０年）	360,000,000	368,996,400	
第７６回利付国債（２０年）	350,000,000	357,938,000	
第７７回利付国債（２０年）	290,000,000	296,910,700	
第７８回利付国債（２０年）	120,000,000	123,273,600	
第７９回利付国債（２０年）	100,000,000	102,868,000	
第８０回利付国債（２０年）	250,000,000	257,522,500	
第８１回利付国債（２０年）	180,000,000	186,042,600	
第８２回利付国債（２０年）	485,000,000	502,086,550	
第８３回利付国債（２０年）	470,000,000	488,865,800	
第８４回利付国債（２０年）	190,000,000	197,263,700	
第８５回利付国債（２０年）	360,000,000	376,236,000	

第８６回利付国債（２０年）	240,000,000	251,858,400	
第８７回利付国債（２０年）	170,000,000	178,034,200	
第８８回利付国債（２０年）	290,000,000	305,970,300	
第８９回利付国債（２０年）	320,000,000	336,851,200	
第９０回利付国債（２０年）	610,000,000	645,404,400	
第９１回利付国債（２０年）	310,000,000	328,817,000	
第９２回利付国債（２０年）	1,190,000,000	1,261,721,300	
第９３回利付国債（２０年）	400,000,000	424,756,000	
第９４回利付国債（２０年）	445,000,000	473,942,800	
第９５回利付国債（２０年）	950,000,000	1,022,494,500	
第９６回利付国債（２０年）	530,000,000	566,840,300	
第９７回利付国債（２０年）	570,000,000	614,066,700	
第９８回利付国債（２０年）	370,000,000	397,254,200	
第９９回利付国債（２０年）	1,290,000,000	1,390,129,800	
第１００回利付国債（２０年）	660,000,000	716,139,600	
第１０１回利付国債（２０年）	360,000,000	393,595,200	
第１０２回利付国債（２０年）	1,070,000,000	1,174,335,700	
第１０３回利付国債（２０年）	920,000,000	1,005,679,600	
第１０４回利付国債（２０年）	260,000,000	281,941,400	
第１０５回利付国債（２０年）	730,000,000	793,816,600	
第１０６回利付国債（２０年）	400,000,000	436,812,000	
第１０７回利付国債（２０年）	500,000,000	545,495,000	
第１０８回利付国債（２０年）	925,000,000	1,000,193,250	
第１０９回利付国債（２０年）	642,000,000	696,602,100	
第１１０回利付国債（２０年）	515,000,000	564,048,600	
第１１１回利付国債（２０年）	450,000,000	497,196,000	
第１１２回利付国債（２０年）	880,000,000	967,595,200	
第１１３回利付国債（２０年）	1,525,000,000	1,683,783,000	
第１１４回利付国債（２０年）	920,000,000	1,019,663,600	
第１１５回利付国債（２０年）	370,000,000	412,235,500	
第１１６回利付国債（２０年）	330,000,000	368,771,700	
第１１７回利付国債（２０年）	935,000,000	1,039,196,400	
第１１８回利付国債（２０年）	450,000,000	498,703,500	
第１１９回利付国債（２０年）	320,000,000	350,604,800	
第１２０回利付国債（２０年）	895,000,000	969,338,700	
第１２１回利付国債（２０年）	970,000,000	1,070,598,700	
第１２２回利付国債（２０年）	700,000,000	768,033,000	
第１２３回利付国債（２０年）	1,180,000,000	1,320,585,200	
第１２４回利付国債（２０年）	650,000,000	723,053,500	
第１２５回利付国債（２０年）	670,000,000	755,967,700	
第１２６回利付国債（２０年）	590,000,000	657,248,200	
第１２７回利付国債（２０年）	670,000,000	741,696,700	
第１２８回利付国債（２０年）	960,000,000	1,064,332,800	

第１２９回利付国債（２０年）	560,000,000	616,828,800	
第１３０回利付国債（２０年）	890,000,000	981,118,200	
第１３１回利付国債（２０年）	575,000,000	629,602,000	
第１３２回利付国債（２０年）	600,000,000	657,510,000	
第１３３回利付国債（２０年）	790,000,000	871,757,100	
第１３４回利付国債（２０年）	725,000,000	801,030,750	
第１３５回利付国債（２０年）	580,000,000	636,265,800	
第１３６回利付国債（２０年）	530,000,000	577,254,800	
第１３７回利付国債（２０年）	680,000,000	746,721,600	
第１３８回利付国債（２０年）	460,000,000	497,503,800	
第１３９回利付国債（２０年）	645,000,000	702,798,450	
第１４０回利付国債（２０年）	1,295,000,000	1,422,764,700	
第１４１回利付国債（２０年）	660,000,000	725,676,600	
第１４２回利付国債（２０年）	780,000,000	864,247,800	
第１４３回利付国債（２０年）	1,320,000,000	1,440,146,400	
第１４４回利付国債（２０年）	550,000,000	595,270,500	
第１４５回利付国債（２０年）	1,030,000,000	1,133,391,400	
第１４６回利付国債（２０年）	1,280,000,000	1,408,524,800	
第１４７回利付国債（２０年）	1,605,000,000	1,750,974,750	
第１４８回利付国債（２０年）	1,435,000,000	1,551,177,600	
第１４９回利付国債（２０年）	1,920,000,000	2,074,003,200	
第１５０回利付国債（２０年）	1,960,000,000	2,096,063,200	
第１５１回利付国債（２０年）	1,775,000,000	1,859,277,000	
第１５２回利付国債（２０年）	1,795,000,000	1,878,126,450	
第１５３回利付国債（２０年）	1,585,000,000	1,673,062,600	
第１５４回利付国債（２０年）	1,945,000,000	2,029,024,000	
第１５５回利付国債（２０年）	1,475,000,000	1,502,980,750	
第１５６回利付国債（２０年）	1,425,000,000	1,350,643,500	
第１５７回利付国債（２０年）	1,960,000,000	1,804,866,000	
第１５８回利付国債（２０年）	1,945,000,000	1,853,429,400	
第１５９回利付国債（２０年）	1,730,000,000	1,663,239,300	
第１６０回利付国債（２０年）	850,000,000	825,146,000	
第１６１回利付国債（２０年）	1,650,000,000	1,575,700,500	
第１６２回利付国債（２０年）	1,200,000,000	1,141,632,000	
第１６３回利付国債（２０年）	1,675,000,000	1,587,380,750	
第１６４回利付国債（２０年）	1,345,000,000	1,252,302,600	
第１６５回利付国債（２０年）	1,535,000,000	1,423,113,850	
第１６６回利付国債（２０年）	810,000,000	769,589,100	
第１６７回利付国債（２０年）	1,350,000,000	1,240,690,500	
第１６８回利付国債（２０年）	1,660,000,000	1,495,477,400	
第１６９回利付国債（２０年）	1,255,000,000	1,107,412,000	
第１７０回利付国債（２０年）	1,300,000,000	1,141,257,000	

	第１７１回利付国債（２０年）	1,210,000,000	1,056,765,600	
	第１７２回利付国債（２０年）	1,190,000,000	1,051,222,200	
	第１７３回利付国債（２０年）	1,350,000,000	1,186,501,500	
	第１７４回利付国債（２０年）	1,525,000,000	1,333,414,250	
	第１７５回利付国債（２０年）	1,320,000,000	1,168,767,600	
	第１７６回利付国債（２０年）	1,340,000,000	1,180,526,600	
	第１７７回利付国債（２０年）	1,495,000,000	1,288,465,750	
	第１７８回利付国債（２０年）	1,640,000,000	1,432,031,600	
	第１７９回利付国債（２０年）	1,570,000,000	1,364,753,900	
	第１８０回利付国債（２０年）	1,610,000,000	1,471,234,100	
	第１８１回利付国債（２０年）	1,565,000,000	1,451,537,500	
	第１８２回利付国債（２０年）	1,565,000,000	1,497,751,950	
	第１８３回利付国債（２０年）	1,443,000,000	1,448,411,250	
	第１８４回利付国債（２０年）	1,750,000,000	1,664,407,500	
	第１８５回利付国債（２０年）	1,710,000,000	1,621,815,300	
	第１８６回利付国債（２０年）	1,300,000,000	1,318,005,000	
国債証券合計		347,663,000,000	343,705,699,210	
地方債証券	第１回東京都公募公債（東京グリーンボンド（３０年））	100,000,000	86,141,000	
	第７回東京都公募公債（３０年）	200,000,000	235,074,000	
	第１１回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	212,992,000	
	第１６回東京都公募公債（２０年）	150,000,000	162,094,500	
	第１７回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	108,449,000	
	第１８回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	218,872,000	
	第２０回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	109,593,000	
	第２１回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	110,552,000	
	第７６０回東京都公募公債	140,000,000	139,703,200	
	第７８６回東京都公募公債	200,000,000	198,576,000	
	第８００回東京都公募公債	300,000,000	294,888,000	
	第８３０回東京都公募公債	100,000,000	97,095,000	
	平成２７年度第１回北海道公募公債	200,000,000	200,910,000	
	平成２７年度第１５回北海道公募公債	100,000,000	100,218,000	
	平成３０年度第３回北海道公募公債	100,000,000	99,586,000	
	令和４年度第１回北海道公募公債	100,000,000	97,328,000	
	第３回神奈川県公募公債（３０年）	100,000,000	118,811,000	
	第１１回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	109,238,000	
	第１５回神奈川県公募公債（２０年）	300,000,000	329,490,000	
	第１６回神奈川県公募公債（２０年）	600,000,000	665,862,000	
	第２０回神奈川県公募公債（２０年）	300,000,000	326,142,000	
	第２１回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	108,949,000	
	第２４３回神奈川県公募公債	100,000,000	98,267,000	
	第２回大阪府公募公債（２０年）	300,000,000	331,725,000	
	第１８３回大阪府公募公債（５年）	240,000,000	239,304,000	

第４０３回大阪府公募公債（１０年）	300,000,000	301,992,000	
第４１７回大阪府公募公債（１０年）	108,000,000	108,308,880	
第４２３回大阪府公募公債（１０年）	300,000,000	299,892,000	
平成１９年度第３回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	107,731,000	
平成２５年度第２回京都府公募公債（１５年）	100,000,000	103,265,000	
平成２７年度第４回京都府公募公債	100,000,000	100,678,000	
平成２７年度第１３回京都府公募公債	105,860,000	105,870,586	
令和２年度第１回京都府公募公債（１０年）	100,000,000	98,394,000	
令和５年度第６回京都府公募公債	100,000,000	100,247,000	
第３回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	107,633,000	
第４回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	104,155,000	
第８回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	103,667,000	
第１１回兵庫県公募公債（１５年）	200,000,000	203,656,000	
平成２８年度第３０回兵庫県公募公債	100,000,000	100,188,000	
令和３年度第９回兵庫県公募公債（５年）	100,000,000	99,607,000	
令和５年度第２回兵庫県公募公債	100,000,000	99,837,000	
令和５年度第４回兵庫県公募公債（グリーンボンド・１０年）	100,000,000	99,442,000	
令和５年度第５回兵庫県公募公債	100,000,000	100,635,000	
第４回静岡県公募公債（１５年）	100,000,000	104,547,000	
第１２回静岡県公募公債（３０年）	100,000,000	82,498,000	
第１５回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	108,723,000	
平成２７年度第１回静岡県公募公債	100,000,000	100,452,000	
平成２７年度第６回静岡県公募公債	100,000,000	100,589,000	
平成２９年度第１１回静岡県公募公債	100,000,000	100,090,000	
令和４年度第５回静岡県公募公債	100,000,000	97,215,000	
平成２２年度第１４回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	110,891,000	
平成２５年度第８回愛知県公募公債（３０年）	110,000,000	119,278,500	
平成２５年度第１７回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	107,963,000	
平成２７年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	201,334,000	
平成２７年度第１７回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	201,102,000	
平成２９年度第５回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	200,204,000	
平成２９年度第６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	100,139,000	
平成２９年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	100,060,000	
平成３０年度第１回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	199,284,000	
令和元年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	98,224,000	

令和２年度第７回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	98,195,000	
令和３年度第６回愛知県公募公債（３０年）	200,000,000	152,742,000	
平成２０年度第１回広島県公募公債（２０年）	100,000,000	109,329,000	
平成２７年度第２回広島県公募公債	162,000,000	163,266,840	
平成２９年度第７回広島県公募公債	131,440,000	131,114,028	
令和２年度第７回広島県公募公債	100,000,000	97,994,000	
第２回埼玉県公募公債（１０年）	100,000,000	100,011,000	
第５回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	108,598,000	
第７回埼玉県公募公債（１５年）	400,000,000	374,424,000	
第８回埼玉県公募公債（１５年）	100,000,000	92,899,000	
第９回埼玉県公募公債（３０年）	100,000,000	82,949,000	
第１８回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	184,544,000	
平成２９年度第５回埼玉県公募公債	100,000,000	100,156,000	
平成１９年度第１回福岡県公募公債（３０年）	100,000,000	118,929,000	
平成２０年度第１回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	108,825,000	
平成２０年度第１回福岡県公募公債（３０年）	200,000,000	228,858,000	
平成２３年度第１回福岡県公募公債（１５年）	100,000,000	103,844,000	
平成２９年度第８回福岡県公募公債	200,000,000	199,836,000	
令和３年度第２回福岡県公募公債	100,000,000	97,351,000	
令和３年度第５回福岡県公募公債	100,000,000	99,634,000	
令和３年度第１回福岡県公募公債（１５年）	200,000,000	183,544,000	
第６回千葉県公募公債（２０年）	200,000,000	219,542,000	
第８回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	110,896,000	
第９回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	109,129,000	
平成２８年度第１回千葉県公募公債	100,000,000	99,918,000	
平成２９年度第５回千葉県公募公債	120,000,000	119,953,200	
令和元年度第７回千葉県公募公債	100,000,000	98,157,000	
平成２７年度第３回新潟県公募公債	200,000,000	200,042,000	
平成２８年度第１回新潟県公募公債	120,000,000	119,828,400	
令和３年度第１回長野県公募公債（１０年）	200,000,000	195,476,000	
第１３回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	100,714,000	
第２８回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	99,485,000	
第１４５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,433,000	
第１５３回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,696,000	
第１６１回共同発行市場公募地方債	300,000,000	299,535,000	
第１６７回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,307,000	
第１７１回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,050,000	
第１７５回共同発行市場公募地方債	150,000,000	150,055,500	
第１７８回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,980,000	

第１８１回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,621,000	
第１９４回共同発行市場公募地方債	160,000,000	157,822,400	
第２０９回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,018,000	
第２２８回共同発行市場公募地方債	200,000,000	193,464,000	
第２３１回共同発行市場公募地方債	200,000,000	194,720,000	
第２３３回共同発行市場公募地方債	200,000,000	194,482,000	
第２４３回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,703,000	
平成２７年度第１回熊本市公募公債	100,000,000	100,689,000	
令和３年度第４回奈良県公募公債（５年）	100,000,000	99,633,000	
第７回大阪市公募公債（３０年）	100,000,000	85,921,000	
第１０回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	110,836,000	
第２２回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	92,520,000	
令和３年度第２回大阪市公募公債	100,000,000	97,429,000	
第３回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	117,425,000	
第１３回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	85,987,000	
第４９５回名古屋市公募公債（１０年）	100,000,000	100,010,000	
第５２２回名古屋市公募公債（１０年）	200,000,000	197,894,000	
第２回京都市公募公債（２０年）	100,000,000	103,359,000	
第６回京都市公募公債（２０年）	100,000,000	107,903,000	
平成２７年度第５回京都市公募公債	200,000,000	200,416,000	
令和４年度第３回京都市公募公債	200,000,000	197,894,000	
令和４年度第４回京都市公募公債	100,000,000	100,976,000	
平成２０年度第１回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	109,003,000	
平成２４年度第１２回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	108,834,000	
平成２６年度第３回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	106,489,000	
令和２年度第９回神戸市公募公債（３０年）	100,000,000	76,551,000	
第５回横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	102,954,000	
第５回横浜市公募公債（３０年）	100,000,000	119,043,000	
第７回横浜市公募公債（３０年）	100,000,000	118,021,000	
第２５回横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	108,815,000	
第２６回横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	109,397,000	
平成２８年度第５回横浜市公募公債	100,000,000	100,260,000	
平成２９年度第５回横浜市公募公債	100,000,000	100,039,000	
第５５回横浜市公募公債（５年）	100,000,000	99,754,000	
令和３年度第２回横浜市公募公債	100,000,000	97,427,000	
平成２５年度第５回札幌市公募公債（１５年）	200,000,000	209,040,000	
第８回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	110,203,000	
第１１回川崎市公募公債（２０年）	150,000,000	163,731,000	
第１３回川崎市公募公債（３０年）	200,000,000	194,088,000	
第６６回川崎市公募公債（５年）	200,000,000	199,636,000	

	第８８回川崎市公募公債	100,000,000	100,681,000	
	平成２５年度第６回福岡市公募公債（２０年）	400,000,000	427,504,000	
	平成２９年度第１２回福岡市公募公債	130,000,000	129,677,600	
	平成３０年度第９回福岡市公募公債（１０年）	100,000,000	99,831,000	
	平成２７年度第２回広島市公募公債	100,000,000	100,687,000	
	令和３年度第３回仙台市公募公債（５年）	135,000,000	134,435,700	
	平成２７年度第１回三重県公募公債	100,000,000	100,687,000	
	令和３年度第２回三重県公募公債	100,000,000	97,369,000	
	令和５年度第５回福井県公募公債	100,000,000	100,203,000	
	平成２７年度第１回山梨県公募公債（１０年）	100,000,000	100,709,000	
地方債証券合計		20,712,300,000	21,100,683,334	
特殊債券	第１２９回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	60,835,000	
	第１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,919,000	
	第８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	157,404,000	
	第２１回道路債券	100,000,000	117,207,000	
	第２２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	233,700,000	
	第２７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,688,000	
	第２８回道路債券	300,000,000	355,569,000	
	第３３回道路債券	100,000,000	119,634,000	
	第３７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,009,000	
	第３９回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,161,000	
	第４２回道路債券	100,000,000	102,452,000	
	第４３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,952,000	
	第４９回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,274,000	
	第８６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,094,000	
	第９０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,902,000	
	第９９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,008,000	
	第１０１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,569,000	
	第１０９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,012,000	
	第１１１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,233,000	
	第１２３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,254,000	
	第１５５回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,183,000	

第１７６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,520,000	
第１７８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,849,000	
第１８３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,258,000	
第２３５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,951,000	
第２３８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,444,000	
第２４１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	301,545,000	
第２４６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,131,000	
第２４７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	301,959,000	
第２５４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,631,000	
第２６６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,513,000	
第２７３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,886,000	
第２８８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,798,000	
第３００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	300,135,000	
第３０１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,874,000	
第３０２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,089,000	
第３０７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,658,000	
第３１２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	196,250,000	
第３１６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	198,956,000	
第３２７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,018,000	
第３３９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	243,000,000	242,851,770	
第３６３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,689,000	
第４００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	364,785,000	
第２回地方公営企業等金融機構債券（２０年）	100,000,000	109,707,000	
第４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	109,802,000	
第５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	220,986,000	
第７回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	110,658,000	
第１１回公営企業債券（２０年）	100,000,000	102,342,000	
第１２回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	110,465,000	

第１５回公営企業債券（２０年）	100,000,000	103,386,000	
第１５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	300,000,000	330,843,000	
第１７回公営企業債券（２０年）	100,000,000	104,815,000	
第１７回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	109,277,000	
第１９回公営企業債券（２０年）	100,000,000	106,265,000	
第２２回公営企業債券（２０年）	200,000,000	214,112,000	
第２３回地方公共団体金融機構債券（２０年）	400,000,000	432,004,000	
第２４回公営企業債券（２０年）	100,000,000	108,246,000	
第３０回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	109,262,000	
第３４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	400,000,000	429,164,000	
第７０回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,500,000	
第７３回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,630,000	
第７５回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,652,000	
Ｆ７６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,323,000	
第７７回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	201,146,000	
第７９回政府保証地方公共団体金融機構債券	421,000,000	423,517,580	
第８２回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	199,806,000	
第８３回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	199,706,000	
第９１回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,985,000	
第９６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,983,000	
第１０３回政府保証地方公共団体金融機構債券	133,000,000	132,870,990	
第１０５回政府保証地方公共団体金融機構債券	113,000,000	112,953,670	
第１０７回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,560,000	
第１１０回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	149,178,000	
第１１３回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,715,000	
Ｆ２０２回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,688,000	
第２９回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	99,740,000	
第２７回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	100,140,000	
第２８回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	100,263,000	
第８９回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	99,930,000	
第１５９回都市再生債券	100,000,000	61,251,000	
第１６１回都市再生債券	100,000,000	67,761,000	
第１６９回都市再生債券	100,000,000	71,508,000	
第１９１回都市再生債券	100,000,000	95,470,000	
第５回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	126,225,000	125,153,349	
第６回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	107,510,000	

第７回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	45,064,000	44,665,634	
第９回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	55,466,000	54,966,806	
第１２回貸付債権担保Ｓ種住宅金融支援機構債券	10,594,000	10,716,890	
第２３回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,239,000	
第２４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,167,000	13,650,097	
第２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,806,000	15,473,898	
第２６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,152,000	28,122,955	
第３４回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,248,000	10,343,408	
第３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,083,000	19,952,993	
第３５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,095,000	18,911,989	
第３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,369,000	18,095,545	
第３９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,946,000	39,242,994	
第４０回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,052,000	20,113,158	
第４２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,702,000	23,483,856	
第４３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,535,000	23,440,230	
第４３回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,939,000	
第４４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,296,000	67,189,320	
第４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,036,000	73,858,260	
第４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,838,000	17,469,425	
第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,417,000	18,041,921	
第５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,357,000	19,020,054	
第５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,700,000	21,398,211	
第５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,879,000	22,632,293	
第５５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,602,000	25,432,563	
第５７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,497,000	24,305,766	
第６７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,702,000	33,340,016	
第６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,225,000	35,195,278	
第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,585,000	30,410,717	
第７１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,063,000	28,630,995	
第７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,562,000	29,147,806	
第７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,740,000	34,736,679	
第８５回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	108,928,000	
第８８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	109,107,000	
第１０４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,663,000	55,342,937	
第１０９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	127,886,000	123,216,882	
第１１１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,831,000	62,775,783	
第１１３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,477,000	65,041,755	
第１１４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,005,000	64,385,774	

第１１５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,392,000	64,981,388	
第１１５回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	108,920,000	
第１１６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,950,000	65,782,395	
第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,188,000	65,857,334	
第１１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,697,000	65,476,538	
第１２１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,238,000	66,624,957	
第１２６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,975,000	68,136,709	
第１２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,253,000	69,168,519	
第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,825,000	67,955,879	
第１３３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,005,000	69,888,416	
第１３５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,973,000	70,569,502	
第１３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,625,000	71,428,811	
第１３９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,797,000	71,664,501	
第１４０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,571,000	71,021,420	
第１４４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,469,000	72,416,143	
第１４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,743,000	73,435,260	
第１４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,253,000	74,252,928	
第１５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	247,593,000	232,187,763	
第１５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	246,402,000	232,426,078	
第１５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,410,000	77,726,639	
第１５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	166,216,000	156,253,012	
第１５７回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,403,000	
第１６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,320,000	80,530,135	
第１６１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,370,000	80,456,956	
第１６２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,172,000	
第１６３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,672,000	81,600,821	
第１６４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,499,000	82,189,560	
	87,502,000	82,758,516	

第１６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券			
第１６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,219,000	82,349,563	
第１６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	177,266,000	167,113,976	
第１７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,056,000	84,419,394	
第１７５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,299,000	85,833,841	
第１７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	182,938,000	173,679,507	
第１８１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,641,000	88,071,019	
第１８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,996,000	89,217,243	
第１８４回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,092,000	
第１８５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	189,576,000	181,128,493	
第１８８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,618,000	95,078,714	
第１９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,157,000	96,153,153	
第１９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,289,000	96,811,311	
第１９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,029,000	97,377,107	
第１９５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,491,000	97,705,041	
第１９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,783,000	98,821,525	
第１９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,894,000	100,683,162	
第３５４回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	192,148,000	
第３５６回一般担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	493,570,000	
い第８４５号商工債	200,000,000	199,636,000	
い第８５３号商工債	100,000,000	99,542,000	
い第８７６号商工債	400,000,000	399,488,000	
い第８７８号商工債	100,000,000	99,700,000	
第３７６回信金中金債（５年）	200,000,000	199,436,000	
第３７９回信金中金債（５年）	100,000,000	99,637,000	
第３８６回信金中金債（５年）	100,000,000	99,520,000	
第３９４回信金中金債（５年）	100,000,000	99,581,000	
第２０回アンデス開発公社円貨債券（２０２３）	200,000,000	200,032,000	
第３４回国際協力機構債券	100,000,000	100,194,000	
第６７回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	196,902,000	
第７４回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,760,000	
第８７回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,201,000	

	第１０２回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,000,000	
	第１０３回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,310,000	
	第８８回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,669,000	
	第１００回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,085,000	
	第１０１回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,166,000	
	第１０３回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,700,000	
	第２７回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,699,000	
	第２９回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,255,000	
	第５４回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	199,816,000	
	第５６回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,851,000	
	第７７回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	300,126,000	
	第８０回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,261,000	
	第６６回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	103,483,000	
特殊債券合計		22,443,055,000	22,571,678,476	
社債券	第４１回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債	100,000,000	100,174,000	
	第３２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	300,000,000	299,103,000	
	第１９回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	200,000,000	199,508,000	
	第３回韓国輸出入銀行保証株式會社大韓航空円貨社債（２０２３）	100,000,000	99,666,000	
	第８回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債（２０２３）	200,000,000	199,880,000	
	第２４回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,623,000	
	第１７回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	100,045,000	
	第１２回西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,028,000	
	第５回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,854,000	
	第２４回大和ハウス工業株式会社無担保社債	200,000,000	199,070,000	
	第３回高砂熱学工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,552,000	
	第２回ＤＭ三井製糖ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,973,000	
	第１９回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,559,000	
	第２２回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,529,000	
	第１２回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,480,000	
	第２４回株式会社ニチレイ無担保社債	100,000,000	100,023,000	
	第１１回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	99,948,000	
	第１０回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,181,000	
	第２５回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,772,000	
	第１４回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,887,000	

第１６回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,285,000	
第３０回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	99,862,000	
第１９回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	99,941,000	
第３１回レンゴー株式会社無担保社債	100,000,000	100,448,000	
第１３回イビデン株式会社無担保社債	100,000,000	99,958,000	
第２２回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,766,000	
第５６回三井化学株式会社無担保社債	200,000,000	199,962,000	
第１２回ＪＳＲ株式会社無担保社債	100,000,000	99,011,000	
第３２回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	99,433,000	
第３５回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	99,887,000	
第４２回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	81,785,000	
第１４回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	100,756,000	
第６回株式会社電通無担保社債	100,000,000	98,605,000	
第１６回武田薬品工業株式会社無担保社債	200,000,000	190,730,000	
第１回アステラス製薬株式会社無担保社債	200,000,000	199,982,000	
第３回アステラス製薬株式会社無担保社債	100,000,000	100,072,000	
第３回株式会社ツムラ無担保社債	100,000,000	99,820,000	
第１３回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	96,307,000	
第４回ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,820,000	
第１４回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	98,817,000	
第９回住友理工株式会社無担保社債	100,000,000	99,821,000	
第９回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	99,123,000	
第３４回ＪＦＥホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,005,000	
第１５回大同特殊鋼株式会社無担保社債	100,000,000	99,823,000	
第３４回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	99,579,000	
第１４回株式会社ＬＩＸＩＬ無担保社債	100,000,000	99,824,000	
第１７回株式会社クボタ無担保社債	100,000,000	99,260,000	
第５３回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	99,876,000	
第２０回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	97,735,000	
第２３回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	95,931,000	
第２６回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,466,000	
第３７回ソニーグループ株式会社無担保社債	300,000,000	299,991,000	
第８回ＴＤＫ株式会社無担保社債	100,000,000	99,318,000	
第１５回株式会社デンソー無担保社債	200,000,000	199,494,000	
第１回株式会社東海理化電機製作所無担保社債	100,000,000	99,452,000	
第２５回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,994,000	
第３０回いすゞ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	99,678,000	
第８回株式会社ＳＵＢＡＲＵ無担保社債	100,000,000	100,895,000	

第４回豊田合成株式会社無担保社債	100,000,000	99,950,000	
第１回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,527,000	
第６回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	85,514,000	
第６９回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	109,428,000	
第６０回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	96,811,000	
第４４回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	199,812,000	
第８７回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,848,000	
第９９回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	99,833,000	
第２２回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特	100,000,000	97,307,000	
第２４回株式会社りそなホールディングス無担保社債	100,000,000	99,752,000	
第９回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,509,000	
第２５回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,289,000	
第２３回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,683,000	
第１６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,773,000	
第１８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	97,775,000	
第２５回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,704,000	
第２８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,456,000	
第３４回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	98,299,000	
第５７回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,754,000	
第６５回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,834,000	
第７６回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	200,000,000	199,966,000	
第９４回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,854,000	
第９８回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,958,000	
第１６回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,765,000	
第１７回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,546,000	
第２０回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	100,167,000	
第３５回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,414,000	
第２１７回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,911,000	
第３回三菱ＨＣキャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	95,041,000	
第７回三菱ＨＣキャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	99,844,000	
第８２回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,604,000	

第３８回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,126,000	
第３回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,132,000	
第４回野村ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,117,000	
第７回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,175,000	
第７回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	99,523,000	
第１回損害保険ジャパン株式会社無担保社債	100,000,000	99,799,000	
第４７回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	108,348,000	
第７８回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	87,121,000	
第８３回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	107,240,000	
第１１８回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	99,896,000	
第１３１回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	86,108,000	
第１４３回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	99,044,000	
第１１１回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,087,000	
第３回東急株式会社無担保社債	100,000,000	98,094,000	
第４５回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	85,771,000	
第８４回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	86,997,000	
第８６回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	75,468,000	
第４２回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	87,440,000	
第４９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	106,201,000	
第６７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	110,023,000	
第１２９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	78,153,000	
第１３３回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	76,172,000	
第１６５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	85,183,000	
第１７６回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	67,119,000	
第４６回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	72,346,000	
第５１回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	82,200,000	
第５１回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	109,871,000	
第７１回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	101,389,000	
第８回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	107,434,000	
第１０回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	109,897,000	
第１３回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	107,049,000	
第３１回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	75,961,000	
第５６回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	78,001,000	
第４５回西日本鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	198,420,000	

第５８回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,689,000	
第２５回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	200,000,000	197,810,000	
第１７回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	97,322,000	
第３１回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	86,071,000	
第３７回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	83,964,000	
第５３５回中部電力株式会社社債	200,000,000	195,660,000	
第５０９回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,197,000	
第５１０回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,155,000	
第５３６回関西電力株式会社社債	100,000,000	97,577,000	
第５４１回関西電力株式会社社債	100,000,000	96,106,000	
第５５４回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,168,000	
第３９３回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,803,000	
第４２５回中国電力株式会社社債	100,000,000	97,885,000	
第４２６回中国電力株式会社社債	100,000,000	97,550,000	
第４４５回中国電力株式会社社債	100,000,000	100,331,000	
第４４８回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,900,000	
第３０７回北陸電力株式会社社債	100,000,000	101,778,000	
第３２１回北陸電力株式会社社債	100,000,000	99,967,000	
第３６４回北陸電力株式会社社債	100,000,000	98,646,000	
第５０８回東北電力株式会社社債	100,000,000	99,136,000	
第５２１回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,397,000	
第５３５回東北電力株式会社社債	200,000,000	196,724,000	
第４６８回九州電力株式会社社債	100,000,000	99,323,000	
第５０７回九州電力株式会社社債	200,000,000	194,910,000	
第５１６回九州電力株式会社社債	300,000,000	296,196,000	
第３２３回北海道電力株式会社社債	100,000,000	103,645,000	
第３２６回北海道電力株式会社社債	200,000,000	201,788,000	
第３５７回北海道電力株式会社社債	100,000,000	98,996,000	
第３８５回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,623,000	
第５６回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	95,488,000	
第５７回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,107,000	
第８４回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	101,036,000	
第３１回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,339,000	
第３９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,481,000	
第４２回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,958,000	
第４８回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	181,098,000	
第６６回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,180,000	
第４回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	101,113,000	

	第３８回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	104,593,000	
	第４１回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	96,409,000	
	第４２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	84,714,000	
	第７回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	99,576,000	
社債券合計		18,900,000,000	18,514,609,000	
合計			405,892,670,020	

(注)備考欄の代用有価証券の数値は額面を表示しております。代用有価証券の担保差入額面には、約定未受渡券面額を含んでおります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【日本債券インデックスｅ】

【純資産額計算書】

（2024年 2月29日現在）

Ⅰ　資産総額	1,187,456,184円
Ⅱ　負債総額	6,316,364円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,181,139,820円
Ⅳ　発行済口数	1,106,778,199口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0672円
（1万口当たり純資産額）	（10,672円）

（参考）

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 2月29日現在）

Ⅰ　資産総額	424,333,062,948円
Ⅱ　負債総額	9,826,050,027円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	414,507,012,921円
Ⅳ　発行済口数	317,402,925,427口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3059円
（1万口当たり純資産額）	（13,059円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2024年 2月29日現在）

資本金の額　　：20億円
発行可能株式総数：12,000株
発行済株式総数　：3,000株
最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長１名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

おいて、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

［CHECK（検証・評価）］

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2024年 4月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2024年 2月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	536	14,901,081
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	64	218,348
単位型公社債投資信託	51	174,969
合計	651	15,294,398

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、第38期事業年度の中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		21,675		23,067
金銭の信託		14,913		14,693
前払費用		166		198
未収委託者報酬		9,067		9,147
未収運用受託報酬		6,252		5,815
未収収益		179		176
短期差入証拠金		2,528		3,541
その他		2,363		1,566
流動資産合計		57,146		58,207
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	289	※1	255
器具備品	※1	687	※1	560
有形固定資産合計		976		816
無形固定資産				
ソフトウェア		6,292		7,203
その他		31		40
無形固定資産合計		6,324		7,244
投資その他の資産				
投資有価証券		6,607		4,063
関係会社株式		5,636		5,636
繰延税金資産		907		1,181
その他		31		31
投資その他の資産合計		13,182		10,911
固定資産合計		20,482		18,972
資産合計		77,629		77,179

（単位：百万円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49

未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	12,423	9,958
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	986	1,086
負債合計	13,410	11,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	44,548	47,355
株主資本合計	63,788	66,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	△509	△510
評価・換算差額等合計	431	△460
純資産合計	64,219	66,134
負債・純資産合計	77,629	77,179

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918

その他営業収益	390	351
営業収益合計	54,004	51,993
営業費用		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	－	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
営業費用合計	31,622	31,585
一般管理費		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	－
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
一般管理費合計	11,234	12,553
営業利益	11,147	7,854

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	－	565
その他	8	11

営業外収益合計	247	1,499
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	－
その他	33	32
営業外費用合計	1,848	1,435
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	－
特別損失合計	120	－
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	△465	119
法人税等合計	2,937	2,470
当期純利益	6,487	5,448

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098
当期変動額					
剰余金の配当			△2,797	△2,797	△2,797
当期純利益			6,487	6,487	6,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,689	3,689	3,689
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	△65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				△2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	149	△444	△295	△295
当期変動額合計	149	△444	△295	3,394
当期末残高	941	△509	431	64,219

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本

	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7．収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の

内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務
当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務
当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務
当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬
当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8．ヘッジ会計の会計処理
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。
(3) ヘッジ方針
自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9．グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。
なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（表示方法の変更）
（貸借対照表関係）
前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2022年3月31日）		当事業年度 （2023年3月31日）	
建　　物	146	百万円	184	百万円
器具備品	535	〃	681	〃
計	681	〃	866	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

2．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	―	―	3,000

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３.配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。
金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針８．ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。
未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。
デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31 号 2021年6月17日）第24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前事業年度（2022年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）（*1、*2）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	－	196	－	196
資産計	－	196	－	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	－	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	－	(71)	－	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	－	(1,485)

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(*2) 投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。
(*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。
(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	－	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	－	3,844	－	3,844
資産計	1,029	16,547	－	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	－	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	－	(88)	－	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	－	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。
(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。
(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託
金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券
私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引
株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	―	―	―
未収委託者報酬	9,067	―	―	―
未収運用受託報酬	6,252	―	―	―
投資有価証券 投資信託	―	108	1,712	0

当事業年度（2023年3月31日）

（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	―	―	―
未収委託者報酬	9,147	―	―	―
未収運用受託報酬	5,815	―	―	―
投資有価証券 投資信託	―	594	2,144	38

（有価証券関係）

１．子会社株式
市場価格のある子会社株式はありません。
なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
子会社株式	5,636	5,636

２．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位:百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,585	1,711	△126
小計	1,585	1,711	△126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

3．事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 通貨関連
前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,498	－	△54	△54
	英ポンド	277	－	△1	△1
	カナダドル	111	－	△1	△1
	スイスフラン	139	－	△2	△2
	香港ドル	190	－	△1	△1
	ユーロ	676	－	△18	△18
	買建				
	ユーロ	21	－	0	0
合計		6,915	－	△80	△80

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,923	－	△21	△21
	英ポンド	256	－	△6	△6
	カナダドル	109	－	△1	△1
	スイスフラン	163	－	△2	△2
	香港ドル	202	－	△0	△0
	ユーロ	651	－	△19	△19
	買建 米ドル	152	－	3	3
合計		7,458	－	△48	△48

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連
前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	－	△1,333	△1,333
合計		17,197	－	△1,333	△1,333

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	－	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	－	△0	△0
合計		12,378	－	△10	△10

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
(1) 通貨関連
前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券 関係会社株式	4,422	－	△43
	英ポンド		3,297	－	△21
	スイスフラン		79	－	△1
	香港ドル		119	－	△1
	ユーロ		125	－	△3
	人民元		13	－	△0
合計			8,057	－	△71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)

原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	－ － － － －	△6 △81 △0 △0 △0
合計			5,082	－	△88

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	626	820
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
数理計算上の差異の発生額	－	6
退職給付の支払額	△81	△57
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	－
その他	18	－
退職給付債務の期末残高	820	911

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	820	911
未認識数理計算上の差異	－	△6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904
退職給付引当金	820	904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	－
その他	18	－
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142

（5）年金資産に関する事項

該当事項はありません。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
割引率	0.4%	0.4%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度109百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2022年3月31日）		当事業年度 （2023年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	112	百万円	58	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177	〃	187	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	251	〃	277	〃
税務上の収益認識差額	74	〃	―	〃
税務上の費用認識差額	439		412	
繰延ヘッジ損益	224	〃	225	〃
その他	76	〃	75	〃
繰延税金資産 合計	1,357	〃	1,236	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△415	〃	△21	〃
その他	△34	〃	△32	〃
繰延税金負債 合計	△450	〃	△54	〃
繰延税金資産の純額	907	〃	1,181	〃

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針７．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
前事業年度（2022年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第38期中間会計期間末 （2023年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,075
金銭の信託		16,243
未収委託者報酬		10,120
未収運用受託報酬		5,852
短期差入証拠金		4,241
その他		2,069
流動資産合計		57,601
固定資産		
有形固定資産	※1	727
無形固定資産		
ソフトウェア		7,456
その他		45
無形固定資産合計		7,502
投資その他の資産		
投資有価証券		4,409
関係会社株式		5,636
繰延税金資産		1,136
その他		31
投資その他の資産合計		11,213
固定資産合計		19,443
資産合計		77,045

負債の部		
流動負債		
未払金		8,680
未払法人税等		441
賞与引当金		377
その他	※2	1,624
流動負債合計		11,124
固定負債		
退職給付引当金		932
資産除去債務		154
その他		35
固定負債合計		1,121
負債合計		12,246

（単位：百万円）

	第38期中間会計期間末 （2023年9月30日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繰越利益剰余金	43,700
利益剰余金合計	46,300
株主資本合計	65,540
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	164
繰延ヘッジ損益	△906
評価・換算差額等合計	△741
純資産合計	64,798
負債・純資産合計	77,045

中間損益計算書

（単位：百万円）

		第38期中間会計期間 （自　2023年4月1日 至　2023年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		21,671
運用受託報酬		5,502
その他営業収益		178
営業収益合計		27,352
営業費用		16,664
一般管理費	※1	6,965

営業利益		3,722
営業外収益	※2	1,680
営業外費用	※3	2,074
経常利益		3,327
税引前中間純利益		3,327
法人税、住民税及び事業税		846
法人税等調整額		169
法人税等合計		1,015
中間純利益		2,312

中間株主資本等変動計算書
第38期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
中間純利益			2,312	2,312	2,312
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	△1,055	△1,055	△1,055
当中間期末残高	500	2,100	43,700	46,300	65,540

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当中間期変動額				
剰余金の配当				△3,367
中間純利益				2,312
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	114	△395	△280	△280
当中間期変動額合計	114	△395	△280	△1,335
当中間期末残高	164	△906	△741	64,798

注記事項
（重要な会計方針）

第38期中間会計期間
（自　2023年4月1日
至　2023年9月30日）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

７．グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（表示方法の変更）

第38期中間会計期間 （自　2023年4月1日 至　2023年9月30日）
従来「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間において独立掲記することとしました。

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間末 （2023年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額　957百万円
※2　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 （自　2023年4月1日 至　2023年9月30日）
※1　減価償却実施額 有形固定資産　91百万円 無形固定資産　972百万円
※2　営業外収益の主要項目 金銭の信託運用益　1,589百万円
※3　営業外費用の主要項目 デリバティブ費用　1,269百万円 為替差損　784百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第38期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 （株）	3,000	―	―	3,000

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）
第38期中間会計期間末（2023年9月30日）
金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項
中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31 号 2021年6月17日）第24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区　分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,206	13,995	－	15,201
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	－	4,137	－	4,137
資産計	1,206	18,133	－	19,339
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	226	113	－	339
通貨関連取引	－	(134)	－	(134)
デリバティブ取引計	226	(20)	－	205

(*1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(*2)金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額1,041百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の中間貸借対照表計上額は16,243百万円であります。
(*3)投資有価証券のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額271百万円）は上記に含めておりません。
(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（２）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	0
関係会社株式	5,636

（有価証券関係）
第38期中間会計期間末（2023年9月30日）
１．子会社株式
市場価格のある子会社株式はありません。
なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	5,636

２．その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	2,711	2,131	580
小計	2,711	2,131	580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,426	1,769	△343
小計	1,426	1,769	△343
合計	4,137	3,900	237

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額0百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額271百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド カナダドル スイスフラン 香港ドル ユーロ	 5,944 267 126 176 214 719	 － － － － － －	 △76 △1 △1 △0 △2 △3	 △76 △1 △1 △0 △2 △3
合計		7,449	－	△84	△84

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,373	－	226	226
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	3,866	－	113	113
合計		13,239	－	339	339

（注）上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ	 投資有価証券 関係会社株式	 1,935 3,612 22 90 51	 － － － － －	 △24 △23 △0 △1 △0
合計			5,713	－	△49

（資産除去債務関係）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針４．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,057百万円

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］
第38期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第38期中間会計期間 （自　2023年4月1日 至　2023年9月30日）
1株当たり純資産額	21,599,648円64銭
1株当たり中間純利益	770,782円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
中間純利益	2,312百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	2,312百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこ

と。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2024年 4月22日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称　　：三井住友信託銀行株式会社
②資本金の額：342,037百万円（2023年3月末日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円）（2023年3月末日現在）	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ａｕカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

①名称　　：株式会社日本カストディ銀行

②設立年月日　：2000年6月20日

③資本金の額　：51,000百万円（2023年3月末日現在）

④事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2023年 4月21日	有価証券届出書
2023年 4月21日	有価証券報告書
2023年10月23日	有価証券届出書
2023年10月23日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2023年６月２日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　三　上　和　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　藤　澤　　孝

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人

は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本債券インデックスｅの2023年1月24日から2024年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券インデックスｅの2024年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月１日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三上和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中洋一

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務

諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。